定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十六日

北海道小樽市銭函三丁目五〇五番地一

北央電機工業株式会社

代表取締役　中村　良輝

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十六日

北海道室蘭市仲町一二番地

株式会社第一熱処理室蘭

代表取締役　曽根　光彰

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十六日

福島県郡山市清水台二丁目三番一四号

株式会社郡山魚市場

代表取締役　遠藤喜志雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十六日

千葉県船橋市潮見町一六番地二号

ダイニチ工業株式会社

代表取締役　曽根　光彰

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十六日

東京都千代田区大手町一丁目三番二号

トゥルーバグループホールディングス株式会社

代表取締役　小野　隆一

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ナカノフードと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年三月二十六日

石川県金沢市福増町北二〇四番地一七

ネオ食品株式会社

代表取締役　中野　幹夫

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ビーバーレコードと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年三月二十六日

大阪市淀川区西中島三丁目二三番九号

株式会社ユーキーズ

代表取締役　春田　幸裕

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である福田実が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十六日

東京都港区麻布永坂町一番五四号

CValley,Inc.

日本における代表者　福田　実

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である赤坂圭一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十六日

東京都千代田区紀尾井町三番一六号金田ビル六階

JELEX

日本における代表者　赤坂　圭一

限定承認公告

本籍宮城県仙台市宮城野区安養寺一丁目四番、最後の住所宮城県仙台市宮城野区安養寺一丁目四番六号　被相続人　亡　江間　良幸

右被相続人は平成二十七年六月九日死亡し、その相続人は平成三十年三月十二日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

宮城県加美郡加美町字町裏五一二番地三

相続財産管理人　江間　良夫

宮城県大崎市古川駅南二丁目九番地四二

おおさき総合法律会計事務所

代理人弁護士　鈴木　幸夫

限定承認公告

本籍東京都江戸川区西小松川町三〇五一番地、最後の住所東京都八王子市子安町三―一六―八コーポラス第二明光二〇一号

被相続人　亡　笹山　善美

右被相続人は平成二十九年十二月四日死亡し、その相続人は平成三十年三月十三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

東京都八王子市絹ヶ丘二―一七―一

相続財産管理人　笹山　弘平

限定承認公告

本籍大阪府高石市千代田三丁目五六七番地、最後の住所大阪府守口市南寺方中通一丁目一四番九号　被相続人　亡　藤澤　香一

右被相続人は平成二十九年十一月八日死亡し、その相続人は平成三十年三月十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

神奈川県川崎市宮前区宮前平一丁目九番地二五ニューウェルテラス宮前平B―三一二

相続財産管理人　河野　廣

限定承認公告

本籍神戸市灘区篠原中町五丁目三〇番地、最後の住所神戸市灘区篠原中町五丁目五番二九号　被相続人　亡　村井　仁

右被相続人は平成二十九年十月十二日死亡し、その相続人は平成三十年三月十三日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

神戸市中央区東川崎町一―一―三　神戸クリスタルタワー二一階　神陵法律事務所

相続財産管理人村井浩子

代理人弁護士　長谷部信一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を四億円減少して百二十億五千二百万円とすることとしました。

平成三十年三月二十六日

石川県金沢市福増町北二〇四番地一七

ネオ食品株式会社

代表取締役　中野　幹夫

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ビーバーレコードと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年三月二十六日

大阪市淀川区西中島三丁目二三番九号

株式会社ユーキーズ

代表取締役　春田　幸裕

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である福田実が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十六日

東京都港区麻布永坂町一番五四号

CValley,Inc.

日本における代表者　福田　実

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である赤坂圭一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十六日

東京都千代田区紀尾井町三番一六号金田ビル六階

JELEX

日本における代表者　赤坂　圭一

限定承認公告

本籍宮城県仙台市宮城野区安養寺一丁目四番、最後の住所宮城県仙台市宮城野区安養寺一丁目四番六号　被相続人　亡　江間　良幸

右被相続人は平成二十七年六月九日死亡し、その相続人は平成三十年三月十二日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

宮城県加美郡加美町字町裏五一二番地三

相続財産管理人　江間　良夫

宮城県大崎市古川駅南二丁目九番地四二

おおさき総合法律会計事務所

代理人弁護士　鈴木　幸夫

限定承認公告

本籍東京都江戸川区西小松川町三〇五一番地、最後の住所東京都八王子市子安町三―一六―八コーポラス第二明光二〇一号

被相続人　亡　笹山　善美

右被相続人は平成二十九年十二月四日死亡し、その相続人は平成三十年三月十三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

東京都八王子市絹ヶ丘二―一七―一

相続財産管理人　笹山　弘平

限定承認公告

本籍大阪府高石市千代田三丁目五六七番地、最後の住所大阪府守口市南寺方中通一丁目一四番九号　被相続人　亡　藤澤　香一

右被相続人は平成二十九年十一月八日死亡し、その相続人は平成三十年三月十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

神奈川県川崎市宮前区宮前平一丁目九番地二五ニューウェルテラス宮前平B―三一二

相続財産管理人　河野　廣

限定承認公告

本籍神戸市灘区篠原中町五丁目三〇番地、最後の住所神戸市灘区篠原中町五丁目五番二九号　被相続人　亡　村井　仁

右被相続人は平成二十九年十月十二日死亡し、その相続人は平成三十年三月十三日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

神戸市中央区東川崎町一―一―三　神戸クリスタルタワー二一階　神陵法律事務所

相続財産管理人村井浩子

代理人弁護士　長谷部信一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を四億円減少して百二十億五千二百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月五日

掲載頁　一二六頁（号外第一四四号）

平成三十年三月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内

銀座六丁目オフィス特定目的会社

取締役　荒川　和也

債権申出の公告（第一回）

当土地改良区は、平成三年五月二十日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十六日

岩手県九戸郡野田村大字野田第二七地割五〇番地二

長地土地改良区

代表清算人　久慈　竹蔵

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成三十年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十六日

東京都多摩市落合一丁目四七番地

ティアック企業年金基金

代表清算人　秋野　浩隆

訂正公告

平成三十年二月二十二日（号外第三十六号）掲載の（甲）東北エレバム株式会社及び（乙）株式会社エレバムに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告（甲）東北エレバム株式会社の住所「福島県喜多方市関柴町下柴字道上五一五番地一」とあるは「福島県喜多方市関柴町下柴字市道上五一五番地一」の誤りにつき訂正します。

平成三十年三月二十六日

扱　店

訂正公告

平成三十年三月十九日（号外第五十五号）掲載の香南市長に係る無縁墳墓等改葬公告中、「香南市長　清瀬　真司」とあるは「香南市長　清瀬　真司」の誤りにつき訂正します。

平成三十年三月二十六日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十六日付第六四号―二八ページ●同日付第六五号―一九二ページ●同日付政府調達第五五号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）